

一般社団法人日本小動物獣医師会

身体障がい者補助犬助成普及啓発規程

(目的)

第1条 身体障がい者補助犬助成普及啓発規程（以下、「本規程」という）は、身体障がい者補助犬（以下、「補助犬」という）の社会的認知の向上と健康管理の奨励を図るため、補助犬の診療を受ける身体障がい者補助犬使用者（以下、「ユーザー」という）に対する助成と補助犬の普及、啓発を目的とする。

(補助犬助成普及啓発事業の推進と執行)

第2条 補助犬助成普及啓発事業は、一般社団法人日本小動物獣医師会（以下、「本会」という）が窓口になって推進し、理事会の議決をもって執行される。

(補助犬助成普及啓発資金)

第3条 補助犬助成普及啓発資金は、以下の金員とする。

- 1) 本会の承諾を受けた者が、自ら管理する場所または本会の助成、普及啓発事業に賛同する施設などに設置した募金箱からの募金
- 2) 本会の実施する補助犬助成、普及啓発事業への賛同による寄付金
- 3) その他、本会の補助犬助成普及啓発資金専用口座において管理される金員

(補助犬助成普及啓発資金の管理)

第4条 補助犬助成普及啓発資金は、会長が指名し、理事会で承認された理事（以下、「担当理事」という）が管理する。

2. 担当理事は、会長、理事会、または監事から要請があったときは、補助犬助成普及啓発資金の用途並びに管理状況について報告し、必要な監査に応じなければならない。

(補助犬助成普及啓発)

第5条 助成は、ユーザーが、本会会員病院において補助犬に診療および健康診断を受けさせた際に、本会所定の手続きを経て実施する。

2. 前項における診療および健康診断については、身体障がい者補助犬助成規程施行細則（以下、「規程施行細則」という）で別に定める。
3. 補助犬の普及啓発に必要な事業は担当理事が所属する委員会（以下、「担当委員会」という）で協議後、理事会の議決を経て実施する。

(補助犬助成普及啓発費)

第6条 前条において実施される補助犬の助成普及啓発に要する費用（以下「助成普及啓発費」とい

- う)は、ユーザーへの助成と、補助犬普及啓発事業費として拠出される。
2. 補助犬普及啓発事業費の金額は毎年見直すこととし、担当委員会で協議後、理事会の議決を経て決定する。
 3. 前条第1項の助成の金額は、規程施行細則で別に定める。

(助成の申請)

- 第7条 ユーザーは、助成を申請する場合、当該年度の12月15日を期限として本会会長宛に申請書を提出しなければならない。
2. 申請書類は、規程施行細則で別に定める。

(助成審査)

- 第8条 助成審査は、規程施行細則に拠り担当委員会で協議後、理事会の議決を経て本会会長が決定する。

(助成費の拠出)

- 第9条 前条で助成が承認された場合、診療した会員に連絡するとともにユーザーの指定する金融機関へ、振込みにより助成費を拠出する。
2. 振込手数料は、助成資金口座より拠出する。

(助成普及啓発費の拠出報告)

- 第10条 ユーザーに対する助成費の拠出終了後、担当委員会は速やかに本会会長に報告する。

(支給しない場合)

- 第11条 以下の場合は助成金を支給しない。
- 1) ユーザーの故意による病気やけがの場合
 - 2) 申請内容に不正があったとき
 - 3) 規程施行細則の内容に該当しないとき
2. 診療した会員ならびにユーザーに対して非助成となった理由を明示して、文書で通知する。

(規程の改廃)

- 第12条 規程の改廃は、担当委員会で協議後、理事会の議決を経て本会会長が定める。

(会計年度)

- 第13条 助成普及啓発資金の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規程施行細則)

- 第14条 規程の施行にあたり、助成施行上必要な事項は、規程施行細則として別に定める。

附則 平成19年4月1日より施行する。
平成21年2月15日一部改正
平成22年1月30日一部改正
平成30年11月25日一部改正
令和元年9月8日一部改正

一般社団法人日本小動物獣医師会

身体障がい者補助犬助成規程施行細則

(目的)

第1条 身体障がい者補助犬助成規程施行細則（以下、「規程施行細則」という）は、一般社団法人日本小動物獣医師会身体障がい者補助犬助成普及啓発規程（以下、「本規程」という）に基づき、助成施行上必要な事項を定める。

(助成金の収入)

第2条 本規程第4条で指名・承認された理事（以下、「担当理事」という）は、募金箱設置協力者から、随時募金を受け付け、毎年9月と3月の2回集計する。

2. 担当理事は、前項において集金した募金及び寄付金の集計結果を、本規程第3項に定める委員会（以下、「担当委員会」という）および理事会に報告する。

(助成対象となる診療)

第3条 助成対象となる診療は、治療、疾病予防措置と健康診断とする。

2. 疾病予防措置は以下のとおりとする。
 - 1) 狂犬病予防ワクチン
 - 2) 犬混合ワクチン
 - 3) フィラリア症予防薬
 - 4) ノミおよびマダニの寄生予防
3. 健康診断は、厚生労働省の「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定める健康診断規定に準ずる。

(助成費の検討および算定)

第4条 本規程に基づく助成費は補助犬1頭に対し年間2万円以内とする。

2. 担当委員会は、ユーザーより助成申請がなされた場合、本規定第11条に基づき、次条の申請書類の内容を精査し、本会の助成目的との整合性及び助成費の額について検討し、検討結果を理事会に諮り、理事会の議決を得なければならない。

(提出申請書類)

第5条 本規程に定める助成申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

- 1) 初年度のみ補助犬認定書（写し）又は、補助犬であることを証明できる書面
 - 2) 本会所定の申請書
 - 3) 健康診断の場合は健康診断書（写し）
2. 本会所定の申請書は要望を受けた後、ユーザー、診療獣医師に事務局より送付する。

(申請者への助成通知)

第6条 ユーザーの指定する金融機関への振込みをもって通知とする。

(規程施行細則の改廃)

第7条 規程施行細則の改廃は、必要に応じ理事会の議決を経て本会会長が定める。

附則 平成19年4月1日より施行する。

平成21年2月15日一部改正

平成22年1月30日一部改正

平成30年11月25日一部改正

令和元年9月8日一部改正

令和5年11月23日一部改正